

才二卷曰出羽国上管言上村山置賜雄  
勝平麻秋田山本飽海河邊田川出羽以  
上十一郡之和銅五年割陸奥越後二国爲  
出羽延喜式和名鈔並爲十一郡追加增  
由利郡爲十二郡云々類聚抄又云年開  
板の節用あふも上管十二郡と云延喜式は  
所謂十一郡小地理を加へて十二郡なり  
唐月爲後引曰出羽十二郡ハ田川飽海村山  
河邊並賜雄勝平麻秋田仙北里利出羽府  
今通して此の意と出羽府といふを合

それをも十三郡なり事を訝り右の節用  
集にも右の十三郡を案じて十三郡と書り  
但至年官板の節用より仙々を除て十二郡  
と云國史を考れを仙々ハ古は山北と書て  
郡名とは見へる之代官録元慶四年二月  
二日先是出羽国言管諸郡中山北雄勝  
平麻山本三郡遠々國府近接賊地云々  
山北ハ郡名なりと云かぬも三郡といふし  
あへ一郡名なりといふ郡と書へる所之は府  
ハ古出羽郡なりて今北田川郡の先名小